

第19回 /ルウェー・フレンドシップ・ヨットレース

ティンギー部門 オフティミスト級クラス

裁量ペナルティーのガイドライン

プロテスト委員会がある違反行為に対して適切なペナルティーを決定する裁量権を持つ場合、そのペナルティーの範囲はゼロ点からDNE（除外できない失格）にまで及ぶ。ペナルティーを決定するにあたって、プロテスト委員会はこの文書を指針として用いる。

裁量ペナルティーは単純な標準ペナルティーのリストではない。そのペナルティーは、一貫性を保ちながら、正当と思われるように調整されるべきものである。全体の考え方は、特定の違反行為に対する初期のペナルティーを確定し、そのうえで状況に応じてそれを増やしたり減じたりするというものである。

推奨する基本ペナルティーを下記の2つの表にリスト・アップする。これらは、一般的な違反行為として特定されたものに対する基本バンド（表1）、および特定の違反行為のリストに無いものについては、いくつかの一般的な質問に対する答えという形で（表2）、ペナルティーを提示する。ある特定の違反行為に対して一定の範囲を持つペナルティーが提示されている場合、その違反行為に対するバンドを決定するために、表2に記載される一般質問を用いること。

ペナルティーは次の4つのバンドに分けられる。中央値が通常の基本ペナルティーである。

- バンド 1- 0 – 10% (中央値 5%)
- バンド 2- 10 – 30% (中央値 20%)
- バンド 3- 30 – 70% (中央値 50%)
- バンド 4- DSQ/DNE (初期値DSQ)

表1 基本ペナルティー・バンド表（通常はバンドの中央値が基本ペナルティーである）

	特定の違反行為	バンド
	- リストにない違反行為について、またはバンドが範囲で提示されている場合は表2を参照すること。 - その違反行為にはDPの適用が認められていることを確認すること。	
Si.3	選手とのコミュニケーション	
Si.3.4	• 指示に従わなかった—正当な理由がある。 • 指示に従わなかった—正当な理由がない。	1 4
Si.3.5	• 申請を忘れた。	2-3
Si.4	行動規範	
	• 大会役員からの合理的な要請に従わなかった。	2-4
Si.5	陸上で発せられる信号	
Si.5.2	• 指示に従わなかった。（陸上でのAP、D旗等）。	1-4
Si.14	スタート	
Si.14.4	• スタート・エリアを回避しなかったが、レース中の艇を妨害はしなかった。 • スタート・エリアを回避せず、レース中の艇を妨害した。	1 4
Si.15	ペナルティー方式	
Si.15.2	• 指示に従わなかった—正当な理由がある。 • 指示に従わなかった—正当な理由がない。	0 3
Si.19	安全規定	
Si.19.3	• 運営艇に伝えたが、リタイア報告書の提出を忘れた。	1-2

	<ul style="list-style-type: none"> リタイア報告書のみを提出した。 いづれの指示にも従わず、捜索が発動された。 	1-2 4
SI.22	支援艇	
SI.22.1	<ul style="list-style-type: none"> 識別旗（ピンク色旗）の不掲揚。 違反した後、指導に従わなかった。 	1 3-4
SI.22.2.1	<ul style="list-style-type: none"> 救助要請に従わなかったが、もっともな理由があった。 もっともな理由なく、救助要請に従わなかった。 	0-1 3-4
SI.22.2.2	<ul style="list-style-type: none"> 指示に従わなかった－正当な理由がある。 進入したが、艇や運営艇に影響を与えなかった。 レース中の艇を妨害した。 違反した後、指導に従わなかった。 	0-1 2-4 4 4
SI.22.2.3	<ul style="list-style-type: none"> 指示に従わなかった－正当な理由がある。 指示に従わなかった－正当な理由がない。 	0-1 2-4

表2 一般質問

一般質問	
上記表にリスト・アップされていない違反行為の場合、または上記表が複数のバンドを提示している場合、この表を用いる。	バンド
違反行為が安全を脅かす可能性があったか？	
No	1
可能性はあったが確実ではない	2-3
Yes	4
その艇は競技上の有利を得ることができたか？	
No –その可能性はない。	1
可能であったが、順位に影響をおよぼしたとは考えにくい。	2-3
フィニッシュ順位に影響したことは、ほぼ確実である。	4
その違反行為が、セーリング・スポーツの名誉を傷つける可能性はあったか？	
(注：プロテスト委員会が、セーリング・スポーツの名誉が傷つけられたと考える場合には、規則69に基づく処置を、とりわけほかの規則が適用されない場合には、検討するべきである。)	
No	1
可能性はあったが確実ではない	2-3
Yes	4
違反行為が損傷や傷害をもたらしたか？	
No	1
可能性はあったが確実ではない	2-3
Yes	4

2022年 4月 21日
プロテスト委員長
松原次夫